

第46号議案

長岡京市印鑑条例等の一部改正について

長岡京市印鑑条例（昭和53年長岡京市条例第7号）、長岡京市手数料条例（平成12年長岡京市条例第3号）及び長岡京市戸籍に関する手数料条例（平成12年長岡京市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書等の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市印鑑条例等の一部を改正する条例

(長岡京市印鑑条例の一部改正)

第1条 長岡京市印鑑条例(昭和53年長岡京市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)を通じて、印鑑登録の証明を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カードを利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)を通じて、印鑑登録の証明を申請することができる。</p>

(長岡京市手数料条例の一部改正)

第2条 長岡京市手数料条例(平成12年長岡京市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p>(多機能端末機による各証明書等の交付に係る手数料の金額の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p>(多機能端末機による各証明書等の交付に係る手数料の金額の特例)</p>

改正後	改正前
<p>4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u>を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される次の各号に掲げる種類の証明書等の交付に係る手数料の金額は、第2条各号の規定にかかわらず、令和4年12月1日から令和6年3月31日までの間は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p>	<p>4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による<u>利用者証明用電子証明書</u>の記録がある当該個人番号カードを利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される次の各号に掲げる種類の証明書等の交付に係る手数料の金額は、第2条各号の規定にかかわらず、令和4年12月1日から令和6年3月31日までの間は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p>

（長岡京市戸籍に関する手数料条例の一部改正）

第3条 長岡京市戸籍に関する手数料条例（平成12年長岡京市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 【略】</p> <p>（第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額の特例）</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 【略】</p> <p>（第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額の特例）</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に</p>

改正後	改正前
<p>規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u>を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額は、同号の規定にかかわらず、令和4年12月1日から令和6年3月31日までの間は、1通につき350円とする。</p>	<p>規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による<u>利用者証明用電子証明書</u>の記録がある当該個人番号カードを利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額は、同号の規定にかかわらず、令和4年12月1日から令和6年3月31日までの間は、1通につき350円とする。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。